

大阪府障がい者サポートカンパニー登録基準

1 大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領第5条第1項の登録要件は以下のとおりとし、(1)～(8)のすべての要件を満たしている事業者を登録するものとする。

(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という）に基づく障がい者雇用等に関し、事業者別の①～③の要件を満たしていること。

① 障害者雇用状況報告義務のある事業者（指定障害福祉サービス等事業者を除く）

法第43条第7項に基づく「障害者雇用状況報告書」の報告時点（申請日直前の6月1日現在）または申請日時点で、法定雇用障がい者数が不足していないこと。

なお、法第44条及び第45条に該当する場合の取り扱いについては、ア～エの通りとする。

ア 特例子会社制度（法第44条）

特例子会社制度の認定を受けている場合は、申請主体は親事業主及び特例子会社とし、親事業主及び特例子会社を合算した法定雇用障がい者数が不足していないこと。

イ 関係会社特例（法第45条）

関係会社特例の認定を受けている場合は、申請主体は親事業主、特例子会社及び関係会社とする。親事業主または特例子会社が申請主体の場合、親事業主、特例子会社及び関係会社を合算した法定雇用障がい者数が不足していないこと。また、関係会社が申請主体となる場合は、関係会社単体での法定雇用障がい者数が不足していないこと。

ウ 企業グループ算定特例（関係子会社特例）（法第45条の2）

企業グループ算定特例の認定を受けている場合は、申請主体は親事業主及び関係子会社とし、申請主体の親事業主もしくは関係子会社単体での法定雇用障がい者数が不足していないこと。

エ 事業協同組合等算定特例（法第45条の3）

事業協同組合等算定特例の認定を受けている場合は、申請主体は事業協同組合等または特定事業主とし、事業協同組合等が申請主体の場合、事業協同組合等及び特定事業主を合算した法定雇用障がい者数が不足していないこと。また、特定事業主が申請主体となる場合は、特定事業主単体での法定雇用障がい者数が不足していないこと。

② 障害者雇用状況報告義務のない事業者（指定障害福祉サービス等事業者を除く）

大阪府主催の障がい者雇用・就労支援に係るセミナー等への参加実績を有すること。

（過去3年度において1回以上）

③ 指定障害福祉サービス等事業者

運営する事業の中に指定障害福祉サービス事業及び指定障害児支援事業（以下指定障害福祉サービス等事業という）を含む事業者については、ア～エの要件すべてを満たしていること。

ア 就労継続支援A型利用者を除き、1人（障害者雇用率制度上の1カウント）以上かつ1年以上の障がい者雇用をしていること。（障害者雇用状況報告義務のない事業者も含む）

イ 障害者雇用状況報告義務のある事業者については、法に基づく「障害者雇用状況報告書」の報告時点（申請日直前の6月1日現在）または申請日時点で、法定雇用障がい者数が不足していないこと。ただし、障害者雇用状況報告義務のない事業者については、本要件を満たすことを要しない。

ウ 法人が運営するすべての指定障害福祉サービス等事業について、障害者の日常生活及び社会

生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）または児童福祉法に基づく指定日を起算日とし、申請日において1年以上が経過していること。

- エ 法人が運営するすべての指定障害福祉サービス等事業について、過去3年度において、障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づく勧告、命令、効力停止又は指定の取消しを受けていないこと。

- (2) 大阪府内に本社又は事業所を設置していること。
- (3) 大阪府の障がい者の雇用・就労支援施策への協力又は協力意思があること。
- (4) 労働関係法規を遵守していること。
- (5) 障がい者福祉関係法規を遵守していること。
- (6) 過去3年度において、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく障がい者虐待の事実が認められていないこと。また、過去に当該判断を受けた場合には、判断内容に係る対応終結日から3年以上が経過しており、登録申請時点において当該事実が存在しないこと。
- (7) 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号のいずれかに該当する者又は反社会的勢力と関係を有していないこと。
- (8) その他登録企業として適当でない事由が存在しないこと。

2 大阪府障がい者サポートカンパニー制度実施要領第5条第2項の登録要件は、事業者別の①～③の要件を満たしていることとする。

- ① 障害者雇用状況報告義務のある事業者（指定障害福祉サービス等事業者を除く）

前項の(1)①及び(2)～(8)の要件をすべて満たしており、かつ、以下の(1)～(5)の要件のいずれかに該当する事業者を登録するものとする。

- ② 障害者雇用状況報告義務のない事業者（指定障害福祉サービス等事業者を除く）

前項の(2)～(8)の要件をすべて満たしており、かつ、以下の(1)～(5)の要件のいずれかに該当する事業者を登録するものとする。

- ③ 指定障害福祉サービス等事業者

前項の(1)③及び(2)～(8)の要件をすべて満たしており、かつ、以下の(4)または(5)の要件のいずれかに該当する事業者を登録するものとする。

- (1) 法定雇用障がい者数を超える障がい者雇用（申請日直前の6月1日現在または申請日時点）

ア 障害者雇用状況報告義務のある事業者

(ア) 常用雇用労働者数 300 人未満の事業者

法定雇用障がい者数を 1 人（障害者雇用率制度上の 1 カウント）以上超過する障がい者雇用

(イ) 常用雇用労働者数 300 人以上の事業者

法定雇用障がい者数を 2 人（障害者雇用率制度上の 2 カウント）以上超過する障がい者雇用

イ 障害者雇用状況報告義務のない事業者

1 人（障害者雇用率制度上の 1 カウント）以上の障がい者雇用

- (2) 障がい者職場体験または実習の受入れ実績（過去2年度、毎年1人以上）

- (3) 障がい者施設等への発注実績（過去2年度の合計 25 万円以上）

- (4) 障害者雇用促進基金（大阪ハートフル基金）との協定締結（申請日時点）

- (5) 大阪府施策への協力実績（ア～カのうちいずれか1つ以上）

ア 大阪府主催の障がい者雇用・就労支援に係るセミナー等への協力実績

(過去3年度における講師派遣、見学受入れ等)

イ 大阪府精神障がい者社会生活適応訓練事業の協力事業所登録(申請日時点)

ウ 大阪府ハートフルオフィス推進事業への協力実績

(過去3年度におけるハートフルオフィス作業員雇用、研修講師派遣、見学・実習受入れ等)

エ 難病患者の雇用実績

(過去3年度における障害者総合支援法第4条第1項に定める難病患者の雇用)

オ 大阪府主催の障がい者の文化芸術活動推進事業への協力実績

(過去3年度における寄附、会場・現物の無償提供、後援等)

カ 手話普及取組実績

(過去3年度における従業員・関係者への手話講習会、手話による接客等)

3 年度は4月1日から翌年3月31日までとする。また、例えば過去2年度とは、申請日の属する年度の直前の年度から2年度とする。

(令和8年10月1日最終改訂)